平成２４年（フ）第２０号
埼玉県深谷市下手計96番地６
破産者　福島　忠雄
１　破産債権の届出期間　平成24年７月４日まで
２　一般調査期日　平成24年８月７日午前11時50分
平成24年５月15日
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産債権届出期間の変更

平成２３年（フ）第１７７５２・１７００４号
栃木県那須塩原市埼玉６―1142
破産者　三ケ尻久美子（旧姓増渕）
破産債権の届出期間を次のとおり変更する。
変更前の期間　平成24年６月25日まで
変更後の期間　平成24年12月25日まで
平成24年５月11日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５２号
群馬県太田市石原町1030番地
破産者　境原　一之
免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
平成24年５月15日　前橋地方裁判所太田支部
平成２４年（フ）第３１５４号
東京都世田谷区桜新町２丁目６―19―303
破産者　伊藤幸治郎
免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
平成24年５月14日
東京地方裁判所民事第20部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第６号
東京都江東区大島１丁目21番５号
再生債務者　株式会社星輝
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年５月11日
東京地方裁判所民事第20部

管 理 命 令

平成２４年（再）第５６号
東京都府中市南町５丁目38番地32
再生債務者　ミナミ株式会社
１　主文　管財人による管理を命ずる。
２　管財人　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階　ＬＭ法律事務所
弁護士　小畑　英一
３　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成24年５月14日
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第１４号
埼玉県坂戸市大字中小坂829番地
再生債務者　株式会社フェイムス
特別調査期間　平成24年６月21日から平成24年６月22日まで
平成24年５月10日
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（再）第１６号
名古屋市中区丸の内２丁目17番30号
再生債務者　株式会社パブリツク．ベンド．サービス
特別調査期間　平成24年６月28日から平成24年６月29日まで
平成24年５月11日
東京地方裁判所民事第20部

書面による決議に付する決定

平成２４年（再）第３９号
東京都練馬区関町東１丁目６番10号　ラベルリーマンション203
再生債務者　唐澤　成人
１　決議に付する計画案　平成24年５月９日付再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成24年６月15日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月１日
平成24年５月10日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１４号
埼玉県坂戸市大字中小坂829番地
再生債務者　株式会社フェイムス
１　決議に付する再生計画案　平成24年４月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年６月26日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年６月18日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月12日
平成24年５月10日
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（再）第１６号
名古屋市中区丸の内２丁目17番30号
再生債務者　株式会社パブリツク．ベンド．サービス
１　決議に付する再生計画案　平成24年４月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月３日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年６月25日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月19日
平成24年５月11日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号
三重県松阪市清生町638番地の２
再生債務者　有限会社松阪米穀
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年５月10日　　津地方裁判所松阪支部

再生手続終結

平成２０年（再）第１８１号
東京都千代田区麹町１丁目10番地５
再生債務者　すみれホーム株式会社（旧商号セボン株式会社）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年５月９日
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再）第５１号
宮城県仙台市青葉区立町27番21号
再生債務者　株式会社東北ヤマックス（旧商号利根ジオテック株式会社）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年５月10日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第６号
東京都江東区大島１丁目21番５号
再生債務者　株式会社星輝
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区霞が関１―４―１日土地ビル４階　霞が関法律会計事務所　弁護士　降簱　俊秀
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成24年５月11日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２６号
栃木県宇都宮市下栗町2951番地３
再生債務者　堀井　正哉
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月29日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月12日から平成24年６月20日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部